１の２　データ伝送交換機能の回線数単位接続料の実績値に対する予測値の比率

	予測値	実績値	予測値／実績値	乖離が生じた理由
原価（単位：円）				
利潤（単位：円）				
需要（単位：Mbps）				
接続料単価				

注１　「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第２号に掲げる部分の接続料をいう。

２　「予測値」の欄には、「実績値」に記載する原価及び利潤の算定の基礎となった会計の事業年度に適用された予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第３項に規定する予測接続料をいう。）の原価、利潤及び需要を記載すること。

３　「実績値」の欄には、様式第17の４の５表１の２（データ伝送交換機能の回線数単位接続料）により算定された実績値を記載すること。

４　「予測値／実績値」の欄には、予測値を実績値で除したものを百分率で記載すること。

５　「乖離が生じた理由」の欄には、予測値と実績値に乖離が生じた理由を具体的に記載すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第二条　第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（用語） **第二条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一・二　略］ 三　実績原価方式　法第三十四条第六項の規定により整理された会計（以下「二種接続会計」という。）及び通信量等の実績値を基礎として算定された原価、利潤及び需要に基づき接続料を算定する方式をいう。 四　将来原価方式　二種接続会計及び通信量等の実績値を基礎として算定された原価、利潤及び需要の、接続料が適用される事業年度に係る予測値に基づき当該接続料を算定する方式をいう。 （接続料の原価及び利潤） **第六条**　［略］ ２　接続料の利潤は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定の基礎として用いる資産、負債及び純資産の額は、貸借対照表（接続会計規則第四条の規	（用語） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ［一・二　同上］ ［新設］ ［新設］ （接続料の原価及び利潤） **第六条**　［同上］ ２　接続料の利潤は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該法定機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表（接